

(別紙)

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、以下のとおり特例措置を実施する。

1 公共工事設計労務単価及び設計材料単価の運用に係る特例措置

(1) 特例措置の内容

新単価の決定に伴い、(2)に定める工事の受注者は、発注者に対し、工事請負契約書第 55 条及び除草等委託契約書第 26 条の規定に基づく請負代金額の変更に係る協議を請求することができる。の規定に基づく請負代金額の変更に係る協議を請求することができる。

(2) 対象工事等

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び除草等業務委託等のうち、予定価格の積算を新単価の適用以前の労務単価をもって行っているもの。

なお、落札決定通知後の工事等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明したうえで、契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事等にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明するものとする。

(3) 変更に係る協議請求等

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約締結後 14 日以内とする。

なお、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、原則本年度内に変更契約を締結するものとする。

(4) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 = (新労務単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る
予定価格) × 当初契約時点の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは、当初契約締結日における最新の材料単価とする。

2 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置

(1) 特例措置の内容

新単価の決定に伴い、(2)に定める土木設計業務等の受注者は、発注者に対し、設計業務等委託契約書第 52 条又は建築設計業務等医薬契約書第 50 条又は建築工事監理業務委託契約書第 45 条の規定に基づく業務委託料の変更に係る協議を請求することがで

きる。

(2) 対象となる業務

令和8年3月1日以降に契約を締結する土木設計業務等又は建築設計業務等のうち、予定価格の積算を新単価の適用以前の技術者単価をもって行っているもの。

なお、落札決定通知後の業務委託にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明したうえで、契約を締結するものとする。また、契約締結後の業務委託にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明するものとする。

(3) 変更に係る協議請求等

本特例措置に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約締結後14日以内とする。

なお、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、原則本年度内に変更契約を締結するものとする。

(4) 業務委託料の変更

変更後の業務委託料＝（新技術者単価及び当初契約時点の材料単価による積算に係る予定価格）×当初契約時点の落札率

ただし、「当初契約時点の材料単価」とは、当初契約締結日における最新の材料単価とする。

3 小規模修繕、道路除雪委託等に係る特例措置

(1) 特例措置の内容

新単価の決定に伴い、受注者は、発注者に対し、修繕請負契約書第55条及び道路除雪作業委託契約書（借上・小型除雪機借上・小型除雪機貸付）第23条及び道路除雪作業委託契約書（貸付）第24条の規定に基づく契約単価（請負代金額）の変更に係る協議を請求することができる。

(2) 変更に係る協議請求等

受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明したうえで、請求の有無を速やかに確認すること。

また、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、変更契約を締結するものとする。

(3) 変更後の請負代金額の算出方法

変更後の請負代金額＝（新労務単価及び新労務単価適用時点の材料単価による積算に係る予定価格）×当初契約時点の落札率

なお、令和8年3月1日以降に現場着手する作業に対して、変更後の契約単価を適用する。

5 ホームページ公表等

請負代金額の変更に係る協議により、変更契約することとなった工事等については、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、受注者に対し、下請業者との請負代金額の見直しや技能労働者への賃金水準等の引き上げ等について要請するとともに、工事名及び受注者名等を町のホームページで公表する。